

第3次横手市環境基本計画 【概要】

第1章

総則

横手市では、2005（平成17）10月に「横手市環境保全条例」を制定し、2006年（平成18）年に「横手市環境基本計画」策定しました。2021（令和3）年には、「人と自然にやさしい田園都市よこて」を望ましい環境像とした「第2次横手環境基本計画」を策定し、各種の環境施策を推進してきました。

第3次横手市環境基本計画の対象期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間となっており、社会情勢の変化に対応し、関連計画と足並みを揃えつつ、5年ごとに見直しを行うこととしています。

計画の策定にあたっては、第3次横手市総合計画や第3次秋田県環境基本計画との整合性、これまでの取り組みの現状や課題、環境に関する社会情勢の変化、関連する市の計画等と連携を図るなどの点に着目して検討を行いました。

以上のことから国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために「第3次横手市総合計画」を策定します。

第2章

横手市の環境状況

当市は、多様な自然環境を有しており、生物多様性の保全は、持続可能な社会の実現において重要な要素であり、地域に特化した保全計画が求められます。これまでの自然環境保全の取り組みや現状を把握し、課題を明確にして進めていきます。

第3章

計画の目指すもの

市が目指す理想の環境をイメージした長期的目標は、「人と自然にやさしい田園都市よこて」とし、第2次環境基本計画の環境像を継承し、それを実現するために4つの基本目標を設定しました。

- I. 水と緑に包まれ、いのちが響き合うまち
- II. 限りある資源とエネルギーを循環させ、地球環境にやさしいまち
- III. 安心して快適に生活でき、良好な環境が広がるまち
- IV. みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

市民、事業所、行政が連携し、環境保全活動を推進する社会を目指します。

これらの基本目標は、長期ビジョンを達成するための道標^{みちしるべ}となり、具体的な施策展開の方向性を示すものになります。

第 4 章

基本目標達成のための施策

本計画では先の 4 つの基本目標を基調とし、それぞれについての施策を体系的に定め、「人と自然にやさしい田園都市よこて」を未来に引き継ぐため、基本目標に基づいた施策を推進します。

基本目標Ⅰ 水と緑に包まれ、いのちが響き合うまち

■ 目指す姿

森林や農地が適正に管理されることにより、環境保全上重要な、水源かん養などの機能が十分に発揮され、身近な自然とのふれあいが、市民に潤いや安らぎをもたらしています。

また、雄物川や横手川、成瀬川など市内を流れる河川の水質や地下水が保全され、清らかな流れと水辺の景観が市民のいこいの場として活用されています。

さらに、秋田県の自然環境保全地域に指定されている山や水域が保全されており、外来種や乱獲などによる生態系への影響が抑えられ、貴重な生物が保護されています。

■ 施策の展開

- (1) 森林の保全と活用
- (2) 農地の保全と活用
- (3) 河川等の水質保全と活用
- (4) 生物多様性の保全

■ 成果指標

成果指標	現状値 (R5)	目標値
自然・歴史的環境の保全と活用に対する市民満足度	65.3 点	70.5 点
担い手への農地集積率	84.9%	90.0%
ほ場整備率	97.8%	100%
市内河川 3 地点の BOD 環境基準の達成率	100%	100%
水洗化率	84.5%	88.0%

基本目標Ⅱ 限りある資源とエネルギーを循環させ、地球環境にやさしいまち

■ 目指す姿

市民一人ひとりが、ごみの排出抑制と資源の有効活用を生活の基本とし、物を大切にす
る文化を地域全体で育んでいます。

また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑え、発生した廃棄物については極力
資源化を図るとともに、その後に排出された廃棄物については適正に処理しています。さ
らに消費者との関わりにおいて、自らの消費や製品、包装物が廃棄物として排出される量
の低減に努めています。

市民、事業者ともに5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア）
や適正処理が定着しており、節電など省エネルギーを心掛けた生活や事業活動が実践され
ています。さらに、再生可能エネルギー技術の積極的な導入により化石燃料の消費が抑え
られ、温室効果ガス排出量は減っています。

■ 施策の展開

- （１）ごみの適正な処理の推進
- （２）温室効果ガス排出量の削減
- （３）気候変動対応の推進
- （４）再生可能エネルギーの利用促進

■ 成果指標

成果指標	現状値 (R5)	目標値
ごみの総排出量	26,429t	23,050t
市民1人／1日あたりのご みの排出量	636g／人・日	629g／人・日
ごみの資源化率	15.6%	24.0%
市公共施設の温室効果ガス 排出量	21,250 t -CO ₂	13,092 t -CO ₂
電力の地産地消率	3.1%	7.19%

基本目標Ⅲ 安心して快適に生活でき、良好な環境が広がるまち

■ 目指す姿

公共空間は美しく保たれ、誰もが気持ち良く過ごせる生活空間が創造されています。

また、きれいな空気と水の状態が維持され、化学物質による環境への影響が抑えられた健康で安全、安心して生活できる環境が維持されています。

豊かな自然と歴史的資産を次世代へ継承するため、環境負荷を最小限に抑え、美しく持続可能な都市空間が維持されています。

■ 施策の展開

- (1) 自主的行動の推進（地域住民や団体による環境美化活動を支援する）
- (2) 協働・連携の推進（関係機関や事業者と連携して環境美化活動を推進します）
- (3) 公園の整備や適正な管理（公園緑地を整備し、適切に維持管理します）
- (4) 景観の保全（地域の特性を活かした景観形成を推進します）

■ 成果指標

成果指標	現状値 (R5)	目標値
地域清掃活動への参加数	14,000 人	増加
環境保全政策の充実に対する満足度	71.4%	増加

基本目標Ⅳ みんなでつくる、人と環境にやさしいまち

■ 目指す姿

市民一人ひとりがそれぞれの年代や立場に合った環境教育を受け、環境への負荷の少ない生活を理解して実践しており、環境保全活動を行う市民団体が活発に活動しています。

事業者は自ら環境学習を実践し、環境に配慮した事業活動が行われ、その内容が市民に広く知られています。さらに、地域の環境保全活動に積極的に参加し、地域と一体となって環境を保全しています。

■ 施策の展開

- (1) 環境教育・学習の充実（学校や地域における環境教育・学習を推進します。）
- (2) 環境保全に精通した人材の育成・活用（環境保全活動を担う人材の育成を支援します。）

■ 成果指標

成果指標	現状値 (R5)	目標値
環境学習講座やイベントの参加者数	101 人	増加
環境保全活動への参加団体数または人数	10 団体	増加

第 5 章

計画の推進体制

「横手市環境美化推進員」や「エコライフ協力事業所等認定制度」などを通じて市民や事業者との連携を強化し、協働による環境保全活動を推進します。市民に対しては環境学習の機会提供や情報発信を通じて意識啓発を図り、事業者に対しては環境負荷低減に向けた技術支援や情報提供を行います。

第 6 章

計画の評価と見直し

市民・事業者と市が連携・協力しながら、計画を推進していきます。

事業内容については、横手市環境保全審議会に報告し、適切な進行管理に努め、着実な計画の推進を図ります。

第 7 章

豊かな環境を次世代に

横手市環境基本は、「人と自然にやさしい田園都市よこて」に実現に向けた長期的な指針となるものです。本計画の推進を通じて豊かな自然環境を未来に引継ぎ、持続可能な社会の実現を目指します。